

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2026年3月25日

【発行者の名称】

オカダコーポレーション株式会社
(OKADA CORPORATION Inc.)

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 岡田 卓也

【本店の所在の場所】

三重県松阪市京町 508 番地 1

【電話番号】

0598-31-2181

【事務連絡者氏名】

取締役管理本部長 三ツ矢 武史

【担当 J-Adviser の名称】

株式会社日本M&Aセンター

【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】

代表取締役 竹内 直樹

【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】

東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 2 号

【担当 J - A d v i s e r の財務状況が 公表されるウェブサイトのアドレス】

<https://www.nihon-ma.co.jp/ir/>

【電話番号】

03-5220-5454

【取引所金融商品市場等に関する事項】

当社は、当社普通株式を 2026 年 4 月 15 日に T O K Y O
P R O M a r k e t へ上場する予定であります。
当社は、上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定
投資家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上
場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 110 条第
3 項の規定により、発行者情報に相当する情報を公表い
たします。

なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

【公表されるホームページのアドレス】

オカダコーポレーション株式会社
<https://okada-corporation.net/>
株式会社 東京証券取引所
<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第51期	第52期
決算年月		2024年7月	2025年7月
売上高	(千円)	-	3,170,853
経常利益	(千円)	-	33,981
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	-	27,582
包括利益	(千円)	-	27,582
純資産額	(千円)	36,987	20,594
総資産額	(千円)	2,526,254	2,455,684
1株当たり純資産額	(円)	369.87	179.08
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	-	-
1株当たり当期純利益	(円)	-	266.41
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	-	-
自己資本比率	(%)	-	0.8
自己資本利益率	(%)	-	-
株価収益率	(倍)	-	-
配当性向	(%)	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	-	219,473
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	-	61,511
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	-	110,970
現金及び現金同等物の期末 残高	(千円)	-	288,797
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕	(名)	75〔536〕	70〔441〕

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

4. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。

5. 第52期の自己資本利益率については、期首自己資本+期末自己資本がマイナスのため記載しておりません。

6. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用人員数は年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

7. 第51期連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。また、

連結子会社のみなし取得日を連結会計年度末日としていることから、第 51 期連結会計年度においては貸借対照表のみを連結しているため、連結貸借対照表項目及び従業員数のみを記載しております。

8. 2025 年 5 月 7 日付で、総数引受契約により普通株式 1,500 株（1 株につき金 20,000 円）を発行し、資本金は 15,000 千円増加して 25,000 千円となります。これにより、資本準備金も 15,000 千円増加しております。
9. 2026 年 1 月 20 日付で普通株式 1 株につき 10 株の株式分割を行っておりますが、第 51 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益を算定しております。
10. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 110 条第 5 項の規程に基づき、第 52 期の連結財務諸表は Amaterasu 有限責任監査法人による監査を受けておりますが、第 51 期の連結財務諸表については、当該監査を受けておりません。

(参考情報)

当社は、2024 年 5 月 1 日付で当社の代表取締役社長である岡田卓也よりオカダトラスト株式会社の株式を取得しました。株式取得前のオカダコーポレーション株式会社の単体財務諸表が、当社グループの状況をより反映すると考えられるため、参考としてオカダコーポレーション株式会社の 2023 年 7 月期以降の主要な経営指標等を記載しております。

回次	第 50 期	第 51 期	第 52 期
決算年月	2023 年 7 月	2024 年 7 月	2025 年 7 月
売上高 (千円)	2,621,822	2,915,341	2,994,703
経常利益又は経常損失 () (千円)	33,255	21,374	40,045
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	602	165,848	33,549
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)			-
資本金 (千円)	10,000	10,000	25,000
純資産額 (千円)	114,596	51,252	12,297
総資産額 (千円)	1,310,005	1,189,163	1,203,441
1 株当たり純資産額 (円)	1,145.96	512.52	106.93
1 株当たり配当額 (1 株当たり中間配当額) (円)	()	()	()
1 株当たり当期純利益 (円)	6.02	1,658.48	324.04
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 (円)			
自己資本比率 (%)	8.74	4.30	1.02
自己資本利益率 (%)	0.52		
株価収益率 (倍)			
配当性向 (%)			
従業員数 (名)	55 [643]	74 [543]	69 [441]

- (注) 1. 1 株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
2. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
4. 第 51 期及び第 52 期の自己資本利益率については、当期純損失または自己資本がマイナスのため記載しておりません。
5. 2025 年 5 月 7 日付で普通株式 1 株につき 20,000 円、1,500 株の募集株式を行っております。本募集により資本金は 25,000 千円、資本準備金 15,000 千円、発行済株式総数は 11,500 株となりました。
6. 2026 年 1 月 20 日付で株式分割を行っておりますが、第 50 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益を算定しております。
7. 第 50 期から第 52 期の財務諸表については、監査を受けておりません。

2 【沿革】

当社は現代表取締役社長の岡田卓也の父である岡田忠彦により、1973年に惣菜製造卸売業を目的に設立されました。当社では「人々の幸せの創造」という経営理念を实践すべく、元気・笑顔・スピードを指針に、飲食・小売産業を通じて地域社会への貢献を追求しています。その実現のために、2003年より外食事業、2018年より小売事業を開始しております。

年 月	沿 革
1973年8月	岡田食品惣菜株式会社（現、当社） 創業 惣菜製造卸売業スタート
2004年10月	牛角津高茶屋店 開店（2018年7月場所を変え牛角津南店 開店）
2009年4月	赤から 松阪店 開店
2009年6月	丸源ラーメン 三重大前店 開店
2009年11月	丸源ラーメン 津高茶屋店 開店
2010年6月	丸源ラーメン 松阪店 開店
2010年12月	丸源ラーメン 名張店 開店
2016年10月	丸源ラーメン 三重川越店 開店
2016年11月	牛角 伊勢病院前店 開店
2018年9月	久世福商店 ららぽーと名古屋アクルス店 開店
2018年10月	岡田食品惣菜株式会社をオカダコーポレーション株式会社に社名変更
2018年11月	サンクゼール久世福商店 イオンモール津南店 開店
2019年3月	牛角 松阪店 開店
2021年5月	シャトレーゼ伊勢店 開店
2022年2月	シャトレーゼ高富店 開店
2022年7月	シャトレーゼ稲沢店 開店
2023年2月	シャトレーゼアルプラザ茨木店 開店
2023年3月	肉汁餃子のダンダダン四日市店開店
2023年4月	久世福商店イオンモール木曽川店 開店
2023年7月	串家物語イオンモール津南店 開店 肉汁餃子のダンダダン豊田店 開店
2023年11月	コメダ珈琲店鈴鹿中央通り店 開店 シャトレーゼ西多田店 開店
2024年2月	シャトレーゼ千種宮根台店 開店
2024年5月	オカダトラスト株式会社子会社化
2025年7月	シャトレーゼ佐屋店 開店
2025年10月	赤からイオンタウン鈴鹿店 開店 丸源ラーメン伊勢店 開店

3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社オカダトラスト株式会社により構成されております。

当社グループは、外食事業、小売事業、太陽光発電事業及びこれらの付随事業を展開しており、事業の詳細は次のとおりであります。なお、以下に示す区分は、セグメントと同一の区分であります。

<オカダコーポレーション>

(1) 各事業分野のビジネスモデルと店舗の特徴

当社グループは、外食事業及び小売事業において、複数の有力なフランチャイズブランドに加盟し、メガフランチャイジーとして店舗展開を行っております。

外食事業：ファミリー層向けのロードサイド店舗を中心とする「丸源ラーメン」、焼肉業態の「牛角」、辛鍋を提供する「赤から」、日常的な憩いの場を提供する「コメダ珈琲店」など、顧客の多様な外食ニーズに応える幅広い業態を運営しております。

小売事業：日常使いのスイーツを幅広く提供する「シャトレゼ」及び全国のこだわりの和食食材を販売する「久世福商店」を展開し、地域の食生活の充実に貢献しております。

なお、各フランチャイザーとのFC契約内容（加盟料、保証料、ロイヤリティ等）につきましては、「5 【重要な契約等】」に記載しております。

(2) 新店舗出店に関する戦略及び出店までのフロー

新規出店にあたっては、主にフランチャイズ本部から物件の提案を受けるほか、地元不動産業者等からの物件情報の共有を通じて、出店候補地に関する情報収集を行っております。

出店候補地を選定後、フランチャイズ本部より受領した提案資料に基づき、商圈分析データの共有や競合店調査等の協議を重ね、出店の妥当性を検証しております。

社内手続きとしては、当社の「出退店規程」に基づき投資回収シミュレーションを作成し、社内会議での審議、取締役会にて承認を得た後、フランチャイズ契約及び物件の賃貸借契約を締結し、速やかに内装工事及び店舗従業員の募集・採用活動へ移行するフローを構築しております。

(3) 店舗の人員配置と教育体制

当社の各店舗の運営は、主にアルバイト・パート等の臨時従業員によって構成されておりますが、サービス水準の維持と店舗課題の解決のため、各店舗には店長を含む1名以上の正社員を必ず配置しております。

正社員が中心となり、臨時従業員に対する接客マナーや業務オペレーションの教育を徹底するとともに、Q S C（Quality：品質、Service：サービス、Cleanliness：清潔さ）の管理を厳格に行うことで、フランチャイズ本部の基準を満たす高いサービスレベルの維持向上に努めております。

(4) 店舗数の推移

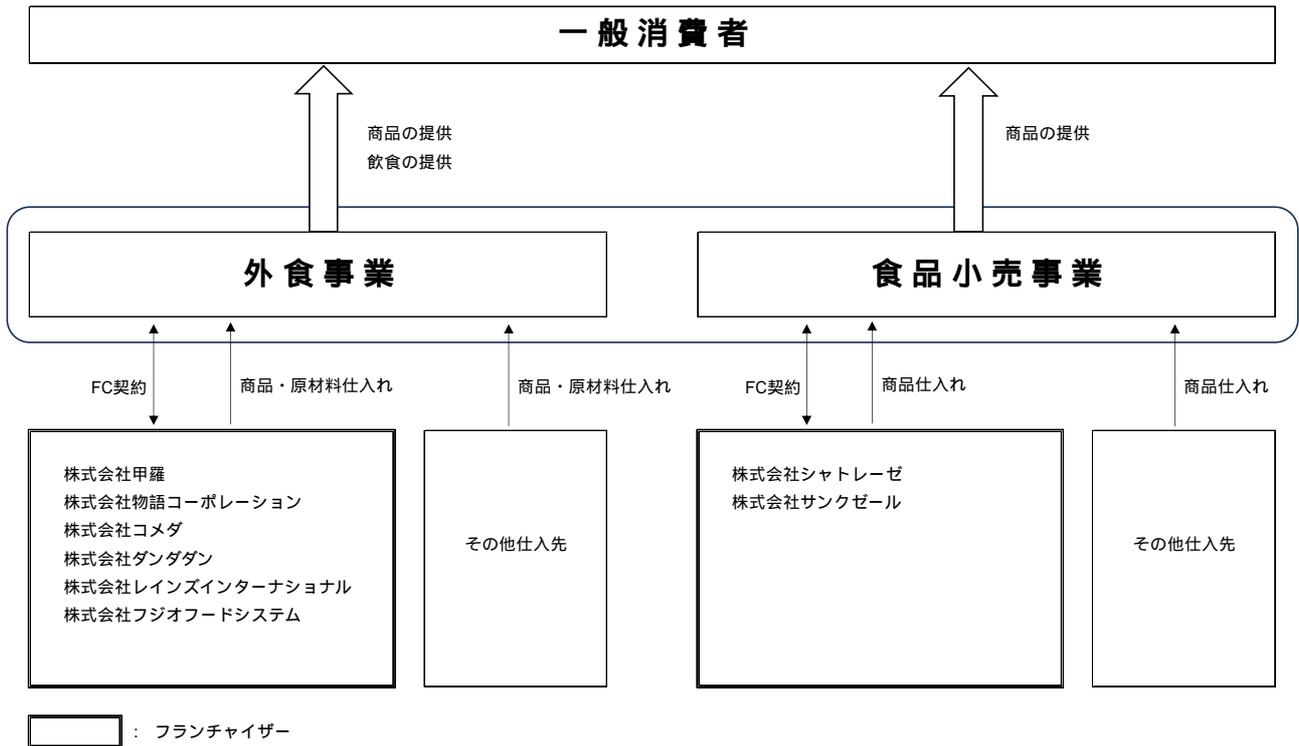
当社グループの過去3事業年度期末時点におけるブランド別の運営店舗数の推移は以下のとおりです。

セグメント	ブランド名	第50期末	第51期末	第52期末
外食事業	赤から	1	1	1
	丸源ラーメン	5	5	5
	肉汁餃子のダンダダン	2	2	2
	コメダ珈琲店	-	1	1
	牛角	3	3	3
	串家物語	1	1	1
	やっぱりステーキ(1)	5	3	2
	その他撤退済みブランド(2)	4	-	-
小売事業	シャトレゼ	4	6	7
	久世福商店	3	3	3
	21時にアイス(3)	5	2	1
合計		33	27	26

(注)

- 1 やっぱりステーキは株式会社ディーズプランニングの運営するブランドですが、2025年10月に撤退しております。
- 2 第50期末時点に存在した「コロッケのころっ家」、「お酒の美術館」、その他当社が自社で運営していたブランドにつきましては、第51期中に撤退しております。
- 3 21時にアイスは株式会社Mの運営するブランドですが、2025年9月に撤退しております。

以上に述べた事項を事業系統図によって示すと次の通りです。

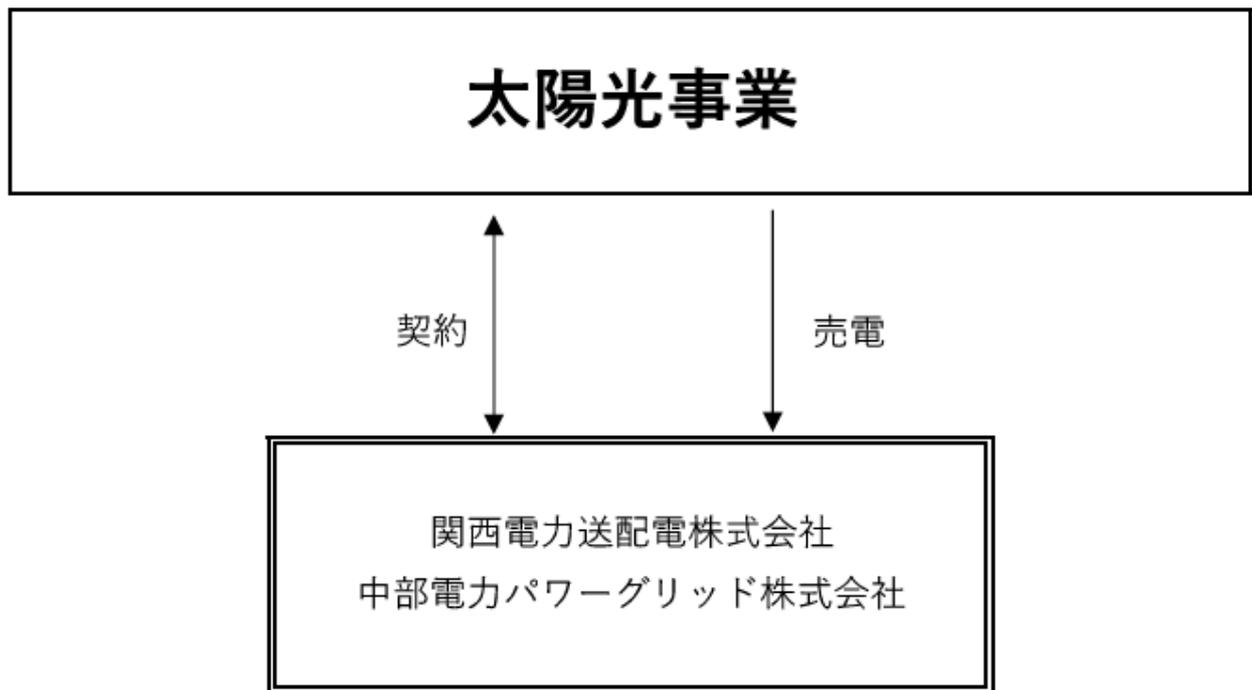


<オカダトラスト>

太陽光発電事業・・・自社の太陽光発電所を三重県を中心に、愛知県、滋賀県、奈良県の計 92 カ所に設置し、中部電力パワーグリッド株式会社及び関西電力送配電株式会社へ売電しております。設備導入にあたっては、銀行借入等による自己所有（28 件）のほか、東邦総合サービス株式会社等とのリース契約（59 件）や割賦販売契約（5 件）を組み合わせしております。自然エネルギーの普及促進を通じて、脱炭素社会の実現と SDGs への貢献を目指しております。

事業分野	営業地域
太陽光発電事業	三重県 85 カ所 愛知県 1 カ所 滋賀県 2 カ所 奈良県 4 カ所

以上に述べた事項を事業系統図によって示すと次の通りです。



その他事業

その他事業につきましては、オカダトラスト株式会社にて不動産賃貸業その他付随事業を行っております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有(又 は被所有)割合(%)	関係内容
(連結子会社) オカダトラスト株 式会社(注)1	三重県松阪市	3,000	太陽光事業	議決権の所有 100%	不動産賃貸借等の取引 役員の兼任(注)2

(注) 1. 特定子会社であります。

2. 当社の代表取締役社長である岡田卓也がオカダトラスト株式会社の代表取締役社長を兼任しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2026年2月28日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
外食事業	38〔345〕
小売事業	18〔143〕
太陽光事業	1〔0〕
その他	13〔1〕
合計	70〔489〕

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含み、派遣社員を除く。)は、年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

2. その他は、管理本部の従業員であります。

(2) 発行者の状況

2026年2月28日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
69〔489〕	33	4	2,975

セグメントの名称	従業員数(名)
外食事業	38〔345〕
小売事業	18〔143〕
その他	13〔1〕
合計	69〔489〕

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含み、派遣社員を除く。)は、年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. その他は、管理本部の従業員であります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3 【事業の状況】

当社は、前連結会計年度が連結初年度であり、連結子会社のみなし取得日を同年度末日としております。このため、前連結会計年度は貸借対照表のみを連結しており、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。したがって、経営成績及びキャッシュ・フローの状況については、前連結会計年度との比較分析を行っておりません。

1 【業績等の概要】

(1)業績

第52期連結会計年度（自2024年8月1日至2025年7月31日）

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の終息に伴い、経済活動の正常化が進展し、国内の消費活動は緩やかながらも回復の動きが続いております。海外に目を向けますと、緊迫するウクライナ情勢などの世界情勢に加え、円安によるエネルギー資源や原材料価格の上昇、金融資本市場の変動リスクなどにより、依然として景気の先行きは不透明な状況であります。こうした状況の下、当社におきましては、経済活動の正常化による人流増加に加え、インバウンドの回復も追い風となり、外食・小売の需要は回復基調が続いております。しかし、原材料価格や光熱費、人件費の高騰に加えて、継続的な物価上昇による消費者の節約志向が強まるなど、厳しい経営環境に直面しております。その中、当社は中期計画の実現に向け、「元気・笑顔・スピード」をスローガンに店舗の運営を行っております。

当社の売上向上施策として、既存店舗の内外装の清掃と改装、FC本部との商品選定、メニューの変更、サービスの強化を行い、顧客満足度を向上させ、他社との差別化を図ります。また、昨今の原材料価格の高騰に対処するため、当社はFC本部と、商品ラインナップやメニュー価格、クーポンなどの各種販売促進施策を見直し、原価抑制を進めています。光熱費や人件費などの上昇への対応策としては、店舗営業時間の適正化、店舗オペレーションの効率化による生産性の向上、従業員の勤務編成の標準化による人件費コントロール、本社を含む業務の効率化や高度化のためのIT化の推進に取り組んでおります。

新たなFCブランドへの加盟方針として、フランチャイズ本部が、時代の変化に適應し、商品やサービスをブラッシュアップさせ、加盟店の収益の土台を厚くする役割等をもっているブランドへの加盟を推進していきます。

その他、環境負荷低減のため、再生可能エネルギーの利用拡大や、省資源・省エネルギーの取り組みを進めています。具体的には、店舗を利用した太陽光発電パネルの設置等、CO₂排出量の削減に貢献しています。三重県が持続可能な社会の実現に向けて取り組みを広げることを目的とした「三重県SDGs推進パートナー」制度に登録し、物流機材のリユース化、排出ごみの削減にも努めています。中長期的成長の実現に向けて、従業員の採用や教育による能力開発を進めるとともに、従業員の多様な働き方を実現するために、勤務地域や勤務時間の限定などの制度導入を推進します。

その結果、当連結会計年度の売上高は3,170,853千円、営業利益は69,461千円、経常利益は33,981千円、親会社株主に帰属する当期純利益は27,582千円となりました。

報告セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

外食事業（オカダコーポレーション株式会社）

不採算店舗の3店舗を閉店したことにより、売上高は1,485,320千円、セグメント利益は72,453千円となりました。

小売事業（オカダコーポレーション株式会社）

当期中に新規店舗を1店舗出店したことにより、売上高は1,509,383千円、セグメント利益は85,734千円となりました。

太陽光事業（オカダトラスト株式会社）

前期に売電を開始した8カ所の発電所が当期は通期で稼働したことにより、売上高は172,910千円、セグメント利益は47,635千円となりました。

(2)キャッシュ・フローの状況

第52期連結会計年度（自2024年8月1日至2025年7月31日）

当連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は288,797千円（前期末比46,992千円増）となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当期は、税金等調整前当期純利益41,614千円に減価償却費164,973千円を加算したことなどにより、219,473千円のキャッシュ流入となりました。これは、主力である外食事業や小売事業が順調に推移したことによりです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

有形固定資産の取得による支出58,079千円や、その他の投資支出により、61,511千円のキャッシュ流出となりました。これは、既存店舗のリニューアルや新規店舗の出店を行ったことによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

長期借入金の返済やリース債務の返済など、合計で350,970千円の資金を返済した一方で、長期借入金210,000千円や新株式発行による30,000千円の資金調達を行った結果、110,970千円のキャッシュ流出となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1)生産実績

当社グループは、生産活動を行っていないため該当事項はありません。

(2)受注実績

当社グループは、受注活動を行っていないため該当事項はありません。

(3)販売実績

当連結会計年度における販売実績を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
外食事業	1,485,320	-
小売事業	1,509,383	-
太陽光事業	172,910	-
その他	3,240	-
合計	3,170,853	-

(注) 1．前連結会計年度は連結損益計算書を作成していないため、前年同期比は記載しておりません。

2．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

中長期的な会社の経営戦略の実現を果たすため、当社グループは下記の課題に取り組んでまいります。

(1)人手不足の深刻化と法規制・制度の変化への対応

労働環境改善、柔軟な勤務体系導入、人材育成強化、省人化技術導入等にこれまで以上に力を入れ取り組んでまいります。

また、HACCP等法規制遵守体制を構築し、食品ロス削減、環境負荷低減型の運営を推進してまいります。

(2)原価率高騰への対応

メニュー・商品価格の見直しを継続し、高利益率メニュー・商品の販売を強化してまいります。

また、仕入先との価格交渉、省エネ設備導入、オペレーション効率化、代替食材活用等により原価率高騰を抑えてまいります。

(3)他社参入による競争激化

フランチャイズ運営の強みを最大限に活かし、本部が提供する商品やサービスをマニュアルに沿って確実に展開することで顧客満足度向上を図り、地域社会のニーズに合わせたきめ細やかな店舗運営を強化するとともに、変化する市場のニーズに対応するため新たな業態への挑戦も視野に入れ、多様化する消費トレンドへの対応、そして持続可能な社会の実現に貢献するための事業運営を推進してまいります。

4 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

また、必ずしもリスク要因には該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。

なお、文中の将来に関する事項は本書公表日現在において当社が判断したものであり、将来において発生可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1)フランチャイズ契約に関するリスク

当社は「シャトレゼ」や「丸源ラーメン」等、特定フランチャイズブランドへの売上依存度が高く、本部の経営破綻やブランド力低下などのリスクがあります。複数ブランドへの加盟によりリスク分散を図るとともに、契約遵守や従業員教育の徹底で解除・停止リスクの低減に努めていますが、それでもなお、契約違反や主要本部の不測の事態の発生により契約が継続できなくなった場合、当社の業績や店舗運営に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(2)原材料価格の高騰

複数の仕入先の確保や、価格変動リスクの低い長期契約の締結、代替食材の検討などを行うことで、原材料価格高騰の影響を緩和します。また、食材の効率的な利用やメニュー価格の見直しも検討します。しかしながら天候不順や国際情勢の変化により、食材価格が高騰すると、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3)法的規制の影響

当社グループの主要な事業である外食事業及び食品小売事業の店舗展開においては、食品衛生法に基づく「飲食店営業」等の許認可が事業活動の前提となっております。これらの許認可には、管轄の保健所ごとに通常5年～6年の有効期間が定められており、期間満了時には更新手続きを行っております。

当社は、法規制に関する情報を常に収集し、各店舗ブランドのフランチャイズ本部や顧問弁護士ら専門家との連携を強化することで、法的規制の内容の変更や法令違反のリスクに対応しております。また、社内におけるコンプライアンス体制を整備し、従業員への教育を徹底することで、食中毒の発生による営業停止や許認可の取消処分といった事態の防止に努めております。

本書公表日現在において、事業の継続に支障を来す要因は発生しておりません。しかしながら、法的規制の内容の変更への対応遅延や不測の法令違反等の発生により、万が一これらの許認可が取り消された場合、当社の事業活動や業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(4)人材の育成・確保に関するリスク

研修制度の充実やキャリアパスの明確化を図ることで、優秀な人材の育成と定着を促進します。また、採用活動の強化や多様な雇用形態の導入により、人材確保に努めます。食中毒対策については、衛生管理の徹底とマニュアルの整備、従業員への衛生教育を定期的を実施します。しかしながら食中毒などのトラブルが発生すれば、業績や社会的信用に深刻な影響を及ぼす恐れがあります。また人材が計画通りに雇用できない場合等事業遂行を阻害する要因となり、業績及び財政状況に影響を与える可能性があります。

(5)出店政策に関するリスク

多様な物件情報の収集と分析、不動産業者との連携強化を図ることで、計画的な出店を推進します。しかしながら条件に合致する物件が見つからない等、計画通りの出店が困難な場合、業績及び財政状況に影響を与える可能性があります。

(6)業績推移について

市場動向や競合他社の動向を常に把握し、顧客ニーズに合わせた商品開発や販売促進策を実施することで、来店客数の維持・向上を図ります。また、コスト削減や業務効率化による収益性の改善に努めます。しかしながら市場動向、一般経済情勢及び競合等の影響を受けることにより、来店客数の減少、売上単価の低下等の影響により、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7)特定人物への依存についてのリスク

後継者育成計画を策定し、経営層の多角化を進めることで、主要経営者の離脱による影響を最小限に抑えます。また、組織体制の強化や業務の標準化を図ります。しかしながら主要経営者の離脱により、業績や財政状態に悪影響を与える可能性があります。

(8)減損損失について

資産の定期的な見直しや市場調査を行うことで、資産価値の変動を早期に把握し、適切な減損処理を行います。また、収益性の低い店舗の改善策や撤退も検討します。しかしながら資産の時価下落や収益性の悪化により、減損

損失が発生し、業績や財務状況に影響を与える可能性があります。

(9)有利子負債への依存度及び金利の動向

安定的な収益基盤の確立や資産効率の向上を図ることで、有利子負債の削減に努めます。また、金利動向を注視しています。しかしながら出店費用、不動産賃貸等における取得資金を、主として金融機関からの借入金により調達しているため、有利子負債への依存度が高い水準にあります。このため、金利水準が変動した場合は、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。有利子負債の状況は、次のとおりであります。

期別 / 項目	2025年7月期
総資産額(千円)	2,455,684
有利子負債合計(千円)	2,088,375
有利子負債依存度(%)	85.0
支払利息(千円)	48,348

(10)資金調達に関するリスク

当社は主に借入により資金調達を行っております。2024年7月期末には不採算店舗の存在等により36百万円の債務超過となりましたが、店舗閉鎖等の構造改革や30百万円の増資により、2025年7月期末に解消いたしました。自己資本比率は依然として低水準ですが、利益剰余金の蓄積により財務体質の改善に努めております。しかしながら、今後急激な金利上昇や収益力の低下による資金繰りの悪化が生じた場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11)繰延税金資産に関するリスク

将来の課税所得の予測精度を高めるとともに、繰延税金資産の回収可能性について慎重に検討します。会計処理の適正性を確保するため、税務専門家との連携を強化します。しかしながら将来の課税所得が予測と異なり回収可能性の見直しが必要となった場合には、業績や財政状態に影響を与える可能性があります。

(12)自然災害等のリスク

災害や感染症発生に備え、本社機能の代替や店舗の早期復旧体制、複数地域からの原材料調達体制を整備します。しかしながら自然災害や新型インフルエンザ等の感染拡大等、予測できない事象が起こった場合は、本社機能の停止、店舗の損壊及び原材料調達の阻害等の影響が発生する可能性があります。

(13)原料、製商品の仕入先との関係悪化や依存リスク

当社は「株式会社シャトレーズ」や「株式会社トーホーフードサービス」等のフランチャイズ本部及び主要な食材卸業者からの仕入割合が高くなっております。

複数の取引先の確保や良好なコミュニケーションを図ることで関係強化と安定調達に努めておりますが、食材の生産地域における大規模自然災害や仕入先の経営悪化、当社にとって不利となる取引条件への変更等が生じ、安定供給を受けることが困難となった場合、あるいは依存度の高さに起因する事象が発生した場合には、当社の業績や店舗運営に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(14)食の安全性に関するリスク

品質管理体制の強化や、外部機関による監査の実施、従業員への衛生教育の徹底などを行うことで、食の安全性の確保に努めます。しかしながら品質管理の不備や外注先の問題により、損害賠償やブランドイメージの低下が生じる可能性があります。

(15)特定の地域への出店

他地域への出店を積極的に検討し、地域分散を進めることで、特定地域への依存度を下げよう努めます。また、当該地域の市場動向や競合状況を注視し、柔軟な事業運営を行います。しかしながら特定地域への集中出店は、当該地域の景気変動、競合激化、法規制変更等により、当社の事業や収益に負の影響を及ぼす可能性があります。災害発生時の事業継続リスクも存在します。地域分散も検討中ですが、現時点では特定地域への依存度が高い状況です。

(16)棚卸資産の評価に関するリスク

需要予測の精度向上や適切な在庫管理を行うことで、滞留在庫の発生を抑制します。また、感染症発生時等における販売方法の多様化や、廃棄ロスの削減に努めます。しかしながら感染症拡大等により店舗の休業が余儀なくされる場合等、賞味期限内の販売が困難になり、業績や財政状態に影響を与える可能性があります。

(17)IT 関連リスク

情報セキュリティ対策を強化し、システム障害や情報漏洩、不正アクセスを防止するための体制を整備します。また、定期的なシステムの保守・点検や、従業員へのセキュリティ教育を実施します。しかしながらシステム障害や情報漏洩、不正アクセスなどのリスクがあります。

(18) 代表取締役への依存に関するリスク

当社の代表取締役社長である岡田卓也は、当社の経営方針や事業戦略の決定、新規出店における物件開発やフランチャイズ本部との関係構築など、当社の事業活動全般において極めて重要な役割を果たしております。当社では、取締役会等の会議体において役員間での情報共有を図るほか、権限委譲や幹部社員の育成を進め、同氏に過度に依存しない経営体制の構築に努めております。しかしながら、何らかの理由により同氏が当社の業務を継続することが困難となった場合、当社の事業展開及び業績等に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(19)担当 J - Adviser との契約の解除に関するリスクについて

当社は、株式会社東京証券取引所が運営する証券市場 TOKYO PRO Market への上場を予定しています。

当社は、本書公表日現在において、株式会社日本 M&A センターとの間で、担当 J-Adviser 契約（以下、「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本書公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

< J - Adviser 契約解除に関する条項 >

当社（以下、「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、株式会社日本 M&A センター（以下、「乙」という。）は J - Adviser 契約（以下、「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態にある場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態を解消できなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続、更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」（以下、「私的整理に関するガイドライン」という。）に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態を解消することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態を解消できなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産競法に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- ハ 私的整理に関するガイドラインに基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）上記（a）各号における再建計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から

cまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。
 - （a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - （b）甲が前号cに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。

- （a）TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
- （b）前aの（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないことと認められるものでないこと。

事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

（a） TOKYO PRO Marketの上場株券等

（b） 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

- c 甲が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（非上場会社を完全子会社とする株式交換、の2非上場会社を子会社とする株式交付、会社分割による非上場会社からの事業の承継、非上場会社からの事業の譲受け、会社分割による他の者への事業の承継、他の者への事業の譲渡、非上場会社との業務上の提携、第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、その他非上場会社の吸収合併又はからまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でない判断した場合

虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなる場合が事実となった場合

株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300% を超える第三者割当に係る決議又は決定。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

全部取得

甲が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。

< J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項 >

甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、1 ヶ月間の期間を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。

本契約を解除する場合、特段の事情のない限り、乙は予め本契約を解除する旨を株式会社東京証券取引所に通知する。

5 【重要な契約等】

フランチャイズ形態での事業運営に係る契約

当社は、「赤から」については㈱甲羅、「丸源ラーメン」については㈱物語コーポレーション、「肉汁餃子のダンダダン」については㈱ダンダダン、「コメダ珈琲店」については㈱コメダ、「牛角」については㈱レイنزインターナショナル、「串家物語」については㈱フジオフードシステム、「シャトレーゼ」については㈱シャトレーゼ、「久世福商店」については㈱サンクゼールとそれぞれ、業態及び店舗毎にフランチャイズ契約を締結しております。

各契約の概要は以下のとおりであります。

赤からフランチャイズ契約

契約の内容	「赤から」を展開するためのフランチャイズ契約
契約の対象	㈱甲羅が本部機能を有する「赤から」各店
加盟金	契約締結時に一定額
保証金	契約締結時に一定額
ロイヤリティ	売上高の一定率又は毎月一定額を支払う
契約期間	契約締結日より3年又は5年間（以後の契約更新は3年又は5年ごとの自動更新）

丸源ラーメンフランチャイズ契約

契約の内容	「丸源ラーメン」を展開するためのフランチャイズ契約
契約の対象	㈱物語コーポレーションが本部機能を有する「丸源ラーメン」各店
加盟金	契約締結時に一定額
保証金	契約締結時に一定額
ロイヤリティ	売上高の一定率を支払う
契約期間	契約締結日より10年間（以後の契約更新は2年ごとの自動更新）

肉汁餃子のダンダダンフランチャイズ契約

契約の内容	「肉汁餃子のダンダダン」を展開するためのフランチャイズ契約
契約の対象	㈱ダンダダンが本部機能を有する「肉汁餃子のダンダダン」各店
加盟金	契約締結時に一定額
保証金	契約締結時に一定額
ロイヤリティ	売上高の一定率を支払う
契約期間	契約締結日より3年間（以後の契約更新は3年ごとの自動更新）

コメダ珈琲店フランチャイズ契約

契約の内容	「コメダ珈琲店」を展開するためのフランチャイズ契約
契約の対象	㈱コメダが本部機能を有する「コメダ珈琲」各店
加盟金	契約締結時に一定額
保証金	契約締結時に一定額
ロイヤリティ	1席当たり毎月一定額を支払う
契約期間	契約締結日より10年間（以後の契約は協議のうえ再契約）

牛角フランチャイズチェーン加盟契約

契約の内容	「牛角」を展開するためのフランチャイズ契約
契約の対象	㈱レイنزインターナショナルが本部機能を有する「牛角」各店
加盟金	契約締結時に一定額
保証金	契約締結時に一定額
ロイヤリティ	売上高の一定率を支払う
契約期間	契約締結日より5年間（以後の契約更新は5年ごとの自動更新）

串家物語フランチャイズ契約

契約の内容	「串家物語」を展開するためのフランチャイズ契約
契約の対象	㈱フジオフードシステムが本部機能を有する「神楽食堂 串家物語」各店
加盟金	契約締結時に一定額
保証金	契約締結時に一定額
ロイヤリティ	売上高の一定率を支払う
契約期間	契約締結日より10年間（以後の契約更新は5年ごとの自動更新）

シャトレーゼフランチャイズ契約

契約の内容	「シャトレーゼ」を展開するためのフランチャイズ契約
-------	---------------------------

契約の対象	(株)シャトレーズが本部機能を有する「シャトレーズ」各店
加盟金	-
保証金	契約締結時に一定額
ロイヤリティ	-
契約期間	契約締結日より4年又は10年間（以後の契約は協議のうえ再契約）

久世福商店パートナーシップ契約

契約の内容	「久世福商店」を展開するためのパートナーシップ契約
契約の対象	(株)サンクゼールが本部機能を有する「久世福商店」各店
加盟金	契約締結時に一定額
保証金	契約締結時に一定額
チャージ	売上総利益の一定率を支払う
契約期間	契約締結日より1年間（以後の契約更新は1年ごとの自動更新）

なお、上記 から のうち当社が支払った加盟金は返還されず、当社にて償却しております。加盟保証金は、契約終了後、全額又は一部が控除され返還されるものとなっております。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書公表日現在において当社が判断したものであります。

(1)重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表の作成に際して採用する重要な会計方針は、「第6【経理の状況】【連結財務諸表等】【注記事項】（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4．会計方針に関する事項」に記載しております。

(2)財政状態の分析

第52期連結会計年度（自2024年8月1日 至2025年7月31日）

（資産）

総資産は2,455,684千円（前期末比70,569千円減）となりました。流動資産につきましては、498,812千円（同62,872千円増）となりました。これは主に、現金及び預金の増加47,792千円によるものです。固定資産につきましては、1,956,872千円（同133,441千円減）となりました。これは主に、機械装置及び運搬具の減価償却等による減少102,849千円です。

（負債）

総負債は2,435,090千円（同128,151千円減）となりました。流動負債につきましては、567,611千円（同1,120千円減）となりました。固定負債につきましては、1,867,478千円（前期末比127,030千円減）となりました。これは主に、リース債務返済による減少70,638千円、長期借入金返済による減少39,002千円等によるものです。

（純資産の部）

純資産につきましては20,594千円（同57,582千円増）となりました。これは、主に増資による資本金及び資本剰余金30,000千円増加によるものです。

(3)経営成績の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】（1）業績」に記載のとおりであります。

(4)経営成績に重要な影響を与える要因

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「4【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

(5)キャッシュ・フローの状況の分析

当社グループの資本の財源及び資金の流動性につきましては、「第3【事業の状況】1【業績等の概要】（2）キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(6)運転資本

上場予定日（2026年4月3日）から12か月間の当社の運転資本は、現状の自己資金及び金融機関からの借入による資金調達が可能であることから十分であると判断しております。

ただし、当社は出店費用や不動産賃貸等において、金融機関からの借入金に依存する傾向があり、有利子負債依存度が高い水準にあります。そのため、営業活動における資金繰りの状況をより詳細に分析する必要があります。

直近の経営状況に基づきますと、当社の棚卸資産回転期間は6.31日、売掛金回転期間は10.02日、買掛金回転期間は9.25日となっております。これらの期間から算出されるキャッシュコンバージョンサイクルは7.09日となり、これは当社の営業活動における資金が現金化されるまでの期間を示しています。

現状、これらの回転期間及びキャッシュコンバージョンサイクルは、過去の推移と比較して大きな変動は見られず、安定的に推移していると認識しております。また、金融機関との良好な関係を維持しており、必要な資金調達は引き続き可能であると考えております。

今後も、棚卸資産、売掛金、買掛金の管理を徹底し、キャッシュコンバージョンサイクルの短縮に努めることで、営業活動における資金効率の向上を図ってまいります。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第52期連結会計年度(自2024年8月1日至2025年7月31日)

当連結会計年度の設備投資については、店舗改修等を目的とした設備投資を継続的に実施しております。なお、有形固定資産を記載しております。

当連結会計年度の設備投資の総額は58,079千円であり、セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。

(1) 外食事業

当事業年度の外食事業における設備投資の総額は18,910千円であります。主な内容は、「赤から松阪店」の修繕費用8,121千円(うち建物4,345千円、設備3,775千円)などであります。

(2) 小売事業

事業年度の小売事業における設備投資の総額は29,529千円であります。主な内容は、「シャトレゼ佐屋店」の新規出店に係る費用20,947千円、及び「シャトレゼ伊勢店」の改修及び器具備品の買い替えによる費用6,754千円であります。

(3) 太陽光事業

当事業年度において設備投資はありませんでした。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 発行者

2025年7月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)							従業員数 (名)
			建物及 び構築 物	土地 (面積 ㎡)	機械装 置及び 運搬具	工具、 器具及 び備品	リース 資産	その他	合計	
赤から (三重県1店舗)	外食事業	営業用 設備	4,116	-	-	3,437	-	88	7,642	0(13)
丸源ラーメン (三重県6店舗)	外食事業	営業用 設備	28,298	-	0	6,803	-	3,093	38,195	15(170)
牛角 (三重県3店舗)	外食事業	営業用 設備	19,383	-	-	1,013	-	118	20,516	5(33)
やっばりステーキ (三重県3店舗)	外食事業	営業用 設備	21,544	-	-	292	1,413	-	23,250	6(24)
ダンダダン (三重県1店舗、 愛知県1店舗)	外食事業	営業用 設備	44,528	-	-	5,367	-	-	49,896	4(28)
コメダ珈琲店 (三重県1店舗)	外食事業	営業用 設備	37,075	-	-	230	-	-	37,305	4(23)
串家物語 (三重県1店舗)	外食事業	営業用 設備	15,105	-	-	1,363	-	-	16,469	2(8)
久世福商店 (三重県1店舗、 愛知県2店舗)	小売事業	営業用 設備	43,619	-	-	1,118	-	150	44,887	7(25)
シャトレゼ (三重県1店舗、 愛知県3店舗、岐 阜県1店舗、大阪 府1店舗、兵庫県 1店舗)	小売事業	営業用 設備	97,122	-	1,386	31,130	-	1,403	131,043	13(94)
21時にアイス (愛知県1店舗)	小売事業	営業用 設備	513	-	-	-	-	-	513	0(22)
太陽光発電所他 (和歌山県、三重 県)	太陽光事 業	営業用 設備	1,491	891 (2,888. 45)	39,842	1,846	550	222	44,844	13(1)

(注)1. 従業員数の()内の数字は、臨時雇用者数(パートタイマー、アルバイト等)を、年間平均人員として記載しております。

2. 帳簿価額のうち「その他」は、建設仮勘定及び一括償却資産の合計であります。

3. 上記の他、主要な賃借設備として以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料 (千円)
赤から (三重県1店舗)	外食事業	営業用店舗設備	9,000
丸源ラーメン (三重県6店舗)	外食事業	営業用店舗設備	39,076
牛角 (三重県3店舗)	外食事業	営業用店舗設備	20,180
やっぱりステーキ (三重県3店舗)	外食事業	営業用店舗設備	22,966
ダンダダン (三重県1店舗、愛知県1店舗)	外食事業	営業用店舗設備	12,189
コメダ珈琲店 (三重県1店舗)	外食事業	営業用店舗設備	8,160
串家物語 (三重県1店舗)	外食事業	営業用店舗設備	9,955
久世福商店 (三重県1店舗、愛知県2店舗)	小売事業	営業用店舗設備	23,390
シャトレーゼ (三重県1店舗、愛知県3店舗、岐阜県1店舗、大阪府1店舗、兵庫県1店舗)	小売事業	営業用店舗設備	33,293
21時にアイス (愛知県1店舗)	小売事業	営業用店舗設備	6,304
太陽光発電所他 (和歌山県、三重県)	その他	営業用設備	8,062

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2)子会社

オカダトラスト株式会社

2025年7月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)						従業員 数 (名)	
			建物及 び構築 物	土地 (102,165. 95㎡)	機械装置 及び運搬 具	工具、 器具及 び備品	リース資 産	その 他		合計
太陽光発電所 (三重県85 基、愛知県1 基、奈良県4 基、滋賀県2 基)	太陽光事業	営業用 設備	3,288	108,878	295,113	21	844,967		1,252,270	1

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料 (千円)
太陽光発電所(三重県5基、奈良県2基)	太陽光事業	営業用設備	1,390

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金 調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)				
オカダコーポレーション株式会社	丸源ラーメン伊勢店 (三重県)	外食事業	営業用設備	120,000	3,003	銀行借入	2025年 7月21日	2025年 9月30日	年間売上 156,000千円増
オカダコーポレーション株式会社	赤からイオンタウン鈴鹿店 (三重県)	外食事業	営業用設備	20,000	-	自己資金	2025年 8月1日	2025年 9月30日	年間売上 84,000千円増
オカダコーポレーション株式会社	フィットイージー名張店 (三重県)	その他	営業用設備	145,000	-	銀行借入 リース	2026年 2月20日	2026年 3月25日	年間売上 88,680千円増

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	連結会計年度末現在発行数(2025年7月31日)(株)	公表日現在発行数(2026年3月25日)(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	460,000	345,000	11,500	115,000	非上場	単元株式数は100株であります。
計	460,000	345,000	11,500	115,000		

- (注) 1. 2025年5月7日付で、有償第三者割当による普通株式1,500株の発行により、発行済株式数は11,500株となっております。
2. 2025年12月22日開催の取締役会決議により、2026年1月20日付で普通株式1株を10株に分割しております。これにより発行済株式総数は103,500株増加し、115,000株となっております。また、当該株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は414,000株増加し、460,000株となっております。
3. 2026年1月19日付で定款変更を行い、100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2025年5月7日(注1)	1,500	11,500	15,000	25,000	15,000	15,000
2026年1月20日(注2)	103,500	115,000	-	25,000	-	15,000

- (注)1. 有償第三者割当
割当先 岡田卓也 発行価格 20,000円 資本組入額 10,000円
割当先 株式会社岡田本家 発行価格 20,000円 資本組入額 10,000円
2. 2025年12月22日開催の取締役会決議により、2026年1月20日付で普通株式1株を10株に分割しております。

(6) 【所有者別状況】

2026年1月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)				1			1	2	
所有株式数(単元)				271			878	1,149	100
所有株式数の割合(%)				23.6			76.4	100.0	

(7) 【大株主の状況】

「第三部【株式公開情報】第3【株主の状況】」に記載のとおりです。

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2026年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 115,000	1,150	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式			
発行済株式総数	115,000		
総株主の議決権		1,150	

【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式等の種類】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実等を図ることが重要であると考え、当事業年度は配当を実施していませんが、株主に対する利益還元は経営の重要課題であると認識しております。

当社は、さらなる内部留保の充実を図り、経営体質の強化、事業拡大のための投資等に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

内部留保資金については、財務体質の強化と人員の拡充・育成をはじめとした事業拡充への投資や経営体質強化のための配分に活用する方針であります。現時点においては配当の実施及びその時期については未定であります。収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び当社を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。

なお、剰余金の配当を行う場合には、中間配当及び期末配当の2回を基本方針としており、配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会の決議によって行うことができる旨、定款で定められています。

4 【株価の推移】

当社株式は、非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員状況】

男性4名、女性0名（役員のうち女性の比率0%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	社長	岡田卓也	1966年7月17日	1989年4月 1994年9月 1998年9月	株式会社東芝入社 岡田食品惣菜株式会社（現 当社）取締役就任 岡田食品惣菜株式会社（現 当社）代表取締役就任（現任）	(注)2	(注)4	(注)5 115,000
取締役	営業本部長	岩崎広太	1981年11月6日	2002年4月 2007年11月 2010年5月 2024年6月	株式会社すかいらーく入社 有限会社セイワ企画入社 当社入社 当社取締役就任（現任）	(注)2	(注)4	
取締役	管理本部長	三ツ矢武史	1977年7月5日	1999年4月 2003年10月 2010年1月 2016年3月 2024年6月	吉川和男税理士事務所入所 衆議院議員三ツ矢憲生事務所入所 MG Partner Japan 開業 当社入社 当社取締役就任（現任）	(注)2	(注)4	
監査役	-	加藤健一郎	1975年7月10日	1999年4月 2007年12月 2009年10月 2012年7月 2016年4月 2020年4月 2023年7月 2024年6月	株式会社ジェイアール東海高島屋入社 株式会社みらい経営開業 加藤人事労務事務所開業 さくら経営支援室開業 代表就任（現任） 三重県よろず支援拠点 コーディネーター就任 津市ビジネスサポートセンター 経営相談員 ドリームホールディングス株式会社監査役就任 当社監査役就任（現任）	(注)3	(注)4	
計								115,000

(注) 1. 監査役加藤健一郎は、社外監査役であります。

2. 取締役の任期は、2025年11月17日開催の臨時株主総会終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

3. 監査役の任期は、2025年11月17日開催の臨時株主総会終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

4. 2025年7月期における役員報酬の総額は、37,080千円を支給しております。

5. 代表取締役社長岡田卓也の所有株式数は、同氏と同氏の資産管理会社である株式会社岡田本家が所有する株式数を記載しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、企業価値向上のため、コンプライアンスとともに経営環境の変化に対応のため組織形成し、迅速かつ的確な経営意思決定を行うことで、経営の健全性と透明性を維持することを基本と考えております。

会社の機関の内容及びコーポレート・ガバナンス体制について

1) 取締役会

取締役3名、監査役1名で構成されております。定時取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令に定められた事項のほか、経営方針、中期経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定、経営上の重要事実等の情報共有、業務執行報告を行うとともに、効率的かつ適正に職務執行が行われるための体制の維持・向上を図っております。

2) 監査役

監査役は、取締役の職務執行状況や重要な意思決定に対する監査を客観的立場より行っております。第三者的立場から不正や誤謬の防止を図り、経営陣の法令遵守の状況を監視するとともに、取引の妥当性等の監査をしております。

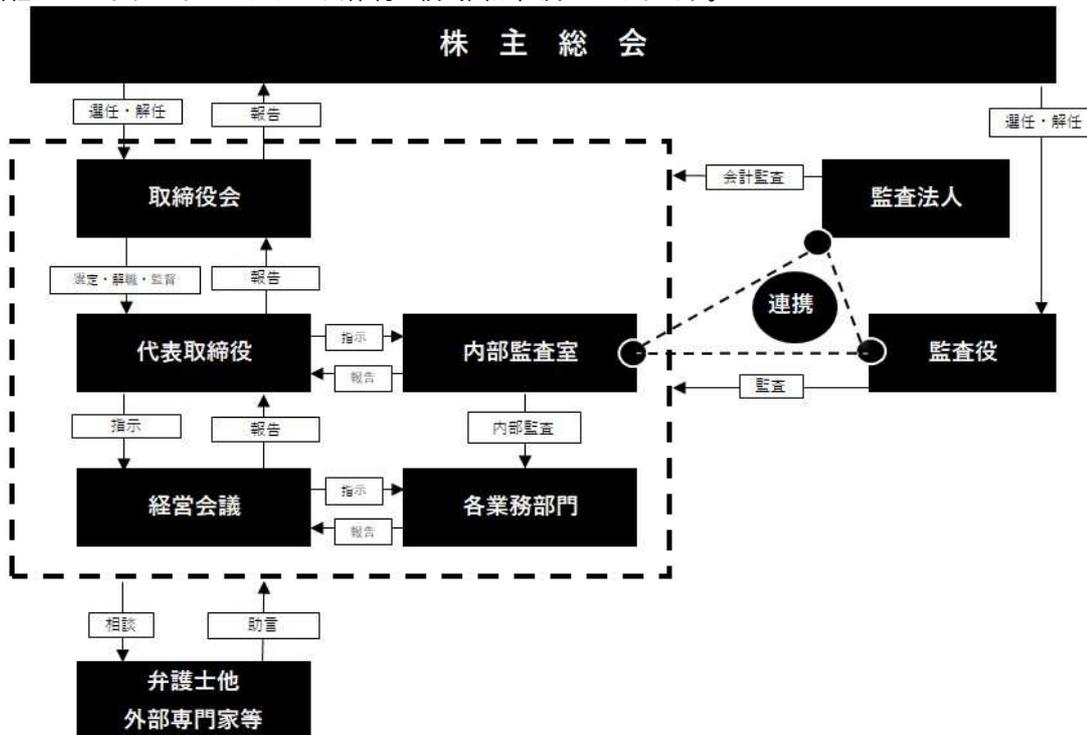
3) 内部監査

内部監査室を設置し、業務執行体制における客観性・公正性をもって内部監査を行っております。当社の内部監査は、社長直轄の内部監査室にて実施されます。専任担当者は置かず、2名の担当者が相互に牽制する体制を採っております。内部監査室は、翌期の内部監査計画を事業年度末までに作成し、その計画に基づき監査を実施します。それは全ての子会社、部門、店舗を対象としており、業務運営の効率性・合理性及び法令等の遵守について監査を行い、その内容は監査結果報告及び問題点の改善指示として、社長へ報告しております。

4) 会計監査

当社は Amaterasu 有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお2025年7月期において監査を執行した公認会計士は方尺敬之氏、柳原常宏氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士2名であります。なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

5) 当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。



内部統制システムの整備の状況について

当社は、会社法上の大会社に該当しないため、法令上内部統制システムの整備に関する取締役会決議を行っておりませんが、内部統制システムの構築は重要な課題と認識しており、会社法上の内部統制はもとより、金融商品取引法における内部統制の整備及び運用の充実を目指しております。例えば、職務権限規程、業務分掌規程等の規程に基づいて業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

また、企業の成長と存続を維持していくためには、すべての取締役・従業員が法令遵守のもと、高い倫理観をもって行動することが必要不可欠であることから、リスク・コンプライアンス規程を定め、リスク管理体制を構築し、定期的に取り締役・従業員向けに研修会を行うなどの啓蒙活動を行っております。

社外取締役及び社外監査役との関係について

当社は、社外取締役を選任しておりませんが、社外監査役を1名選任しております。当社は社外監査役の独立性に関する基準、方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては客観的かつ中立的な経営監視機能が十分に発揮されるよう考慮しており、外部からの客観的及び中立的な立場から経営を監視する体制が構築され、ガバナンスは適正に運用されております。なお、社外監査役と当社の間には特別な利害関係を有しておらず、一般株主との利益相反の恐れはありません。

また、社外取締役に关しましては、当社グループの経営規模・体制及び社外取締役の役割等を総合的に勘案し、十分な議論と検証を重ね、設置の必要があると判断する場合には、具体的に検討したいと考えております。

内部監査及び監査役の状況

当社の内部監査は、内部監査室が主管部署として、内部監査規程及び内部監査計画書、内部監査臨店スケジュールに基づき、各店舗の業務に関する監査を実施しております。各店舗の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査室より、取締役会（代表取締役社長含む。）に対し報告書並びに改善要望書を提出する体制をとっております。監査役は、内部監査室より監査実施状況について随時報告を受けるとともに、代表取締役社長及び監査法人と定期的に意見交換を行い、取締役会への出席以外の場においても課題・改善事項について情報共有し、監査役監査の実効性を高めることとしております。

また、監査法人による監査、監査役監査、内部監査それぞれの実効性や効率を高めるために、三様監査等の場で三者がそれぞれ保有する情報や意見の交換を行い、連携を取れる場を定期的に設けております。

リスク管理体制の整備の状況

当社は、想定される事業リスクを最小限に留めるべく、規程及び各種マニュアル等に沿った業務を遂行することで社内におけるチェック・牽制機能を働かせております。リスク管理担当役員の取締役管理本部長のもと主管部署として管理本部が情報の一元化を行っております。

また、必要に応じて弁護士、税理士等の外部専門家から、重要な法律問題について及び経営判断上の参考とするためのアドバイスを適宜受け、法的リスクの回避・低減に努めております。

役員報酬の内容

当社は、取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益及び監査役の報酬は、株主総会の決議で決定する旨を定款に定めております。

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の 員数(名)
		基本報酬	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	36,480	36,480	-	-	3
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	-	-	-
社外役員	600	600	-	-	1
合計	37,080	37,080	-	-	4

支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引につきましては、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運営を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適宜把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

取締役及び監査役の定数

当社は、取締役を3名以上5名以内、監査役を2名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

自己株式の取得

該当事項はありません。

株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
提出会社	8,000	
連結子会社		
計	8,000	

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

監査報酬の決定方針は定めておりませんが、監査法人から提示された監査計画に基づき、監査法人の実施する職務内容等を踏まえ、必要な監査時間や工数等を考慮し、その適切性、妥当性を検討し、監査役の同意を得て決定しております。

第6 【経理の状況】

1 連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
- (3) 当社グループは、前連結会計年度より連結財務諸表を作成しておりますが、連結子会社のみなし取得日を連結会計年度末日としており、貸借対照表のみが連結対象となるため、前連結会計年度においては連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書を作成しておりません。

2 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当連結会計年度(2024年8月1日から2025年7月31日まで)の連結財務諸表について、Amaterasu 有限責任監査法人の監査を受けております。

【連結財務諸表等】
 (1) 【連結財務諸表】
 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年7月31日)	当連結会計年度 (2025年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	² 285,486	² 333,278
売掛金	84,192	89,849
商品	44,814	45,971
原材料及び貯蔵品	10,189	10,786
前払費用	8,117	7,523
その他	4,119	12,492
貸倒引当金	980	1,090
流動資産合計	435,940	498,812
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	348,405	336,134
機械装置及び運搬具(純額)	1,284,160	1,181,310
工具、器具及び備品(純額)	62,656	56,663
土地	138,167	136,457
建設仮勘定	-	3,003
有形固定資産合計	¹ 1,833,388	¹ 1,713,568
無形固定資産		
ソフトウェア	222	31
無形固定資産合計	222	31
投資その他の資産		
敷金及び保証金	172,332	177,417
長期前払費用	61,435	50,505
繰延税金資産	18,277	10,692
その他	4,656	4,656
投資その他の資産合計	256,702	243,272
固定資産合計	2,090,313	1,956,872
資産合計	2,526,254	2,455,684

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年7月31日)	当連結会計年度 (2025年7月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	75,434	85,188
役員借入金	32,002	-
1年以内償還予定の社債	10,000	10,000
1年以内返済予定の長期借入金	² 238,077	² 246,482
リース債務	68,578	70,846
未払金	114,814	118,640
未払法人税等	991	4,448
未払消費税等	26,430	28,746
その他	2,402	3,257
流動負債合計	568,732	567,611
固定負債		
社債	20,000	10,000
長期借入金	² 979,502	² 940,499
リース債務	881,184	810,546
資産除去債務	13,600	13,726
長期未払金	87,630	80,510
預り敷金	12,592	12,196
固定負債合計	1,994,509	1,867,478
負債合計	2,563,241	2,435,090
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	25,000
資本剰余金	-	15,000
利益剰余金	46,987	19,405
株主資本合計	36,987	20,594
純資産合計	36,987	20,594
負債純資産合計	2,526,254	2,455,684

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)
売上高	¹ 3,170,853
売上原価	1,633,858
売上総利益	1,536,995
販売費及び一般管理費	² 1,467,533
営業利益	69,461
営業外収益	
受取利息	108
受取配当金	3
受取家賃	3,000
受取補償金	8,683
その他	1,524
営業外収益合計	13,320
営業外費用	
支払利息	48,348
その他	451
営業外費用合計	48,800
経常利益	33,981
特別利益	
固定資産売却益	³ 752
受取保険金	⁴ 18,851
特別利益合計	19,604
特別損失	
固定資産除却損	⁵ 7,511
店舗閉鎖損失	⁶ 3,348
減損損失	⁷ 1,111
特別損失合計	11,970
税金等調整前当期純利益	41,614
法人税、住民税及び事業税	6,447
法人税等調整額	7,584
法人税等合計	14,032
当期純利益	27,582
親会社株主に帰属する当期純利益	27,582

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)
当期純利益	27,582
包括利益	27,582
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	27,582

【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度（自 2024 年 8 月 1 日 至 2025 年 7 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	10,000	-	46,987	36,987	36,987
当期変動額					
新株の発行	15,000	15,000		30,000	30,000
親会社株主に帰属する当期純利益			27,582	27,582	27,582
当期変動額合計	15,000	15,000	27,582	57,582	57,582
当期末残高	25,000	15,000	19,405	20,594	20,594

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度	
(自 2024年8月1日	
至 2025年7月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	41,614
減価償却費	164,973
固定資産売却益	752
固定資産除却損	7,511
減損損失	1,111
貸倒引当金の増減額(は減少)	110
受取利息及び受取配当金	111
支払利息	48,348
売上債権の増減額(増加は)	5,657
たな卸資産の増減額(増加は)	1,753
仕入債務の増減額(減少は)	9,754
未払消費税等の増減額(減少は)	2,316
その他	3,110
小計	270,575
利息及び配当金の受取額	111
利息の支払額	48,222
法人税等の支払額	2,990
営業活動によるキャッシュ・フロー	219,473
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	58,079
有形固定資産の売却による収入	6,500
定期預金の払戻による収入	43,680
定期預金の預入による支出	44,480
敷金保証金の支出	6,710
敷金保証金の返還	829
その他	3,250
投資活動によるキャッシュ・フロー	61,511
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	210,000
長期借入金の返済による支出	240,597
社債の償還による支出	10,000
リース債務の返済による支出	68,369
役員借入金の返済による支出	32,002
株式の発行による収入	30,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	110,970
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	46,992
現金及び現金同等物の期首残高	241,805
現金及び現金同等物の期末残高	288,797

【注記事項】

当連結会計年度（自 2024 年 8 月 1 日 至 2025 年 7 月 31 日）

（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

1. 連結の範囲に関する事項
連結子会社の数 1 社
連結子会社の名称 オカダトラスト株式会社
2. 持分法の適用に関する事項
該当事項はありません。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。
4. 会計方針に関する事項
 - （1）重要な資産の評価基準及び評価方法
棚卸資産
商品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
原材料及び貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定）
 - （2）重要な減価償却資産の減価償却の方法
有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しております。ただし、1998 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに 2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物及び構築物 2～50 年
機械装置及び運搬具 2～15 年
工具、器具及び備品 2～15 年
無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づいております。
リース資産
所有権移転外ファイナンス・リースにかかるリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
 - （3）重要な引当金の計上基準
貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - （4）重要な収益及び費用の計上基準
外食事業
主に、店舗で一般顧客からの注文に基づく飲食サービスの提供を行っております。当該飲食サービスの提供は、顧客に飲食品を提供し、対価を収受した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。
小売事業
主に、店舗で一般顧客に対して飲食品等の商品販売を行っております。これらの販売については、店舗における顧客への商品引き渡し時点において顧客が支配を獲得し履行義務が充足されると判断しており、当該引渡し時点で収益を認識しております。
太陽光事業
主に、自社で発電した電力を電力会社に供給しております。主に自社で保有する太陽光発電設備で太陽光発電を行い、電力会社に売電を行うものであり、電力会社に電力を供給する履行義務を負っております。そのため、電力会社に対する電力の供給量に応じて会計期間に対応した売電売上を算定して収益を計上しております。
 - （5）連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から 3 ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。
 - （6）その他連結財務諸表作成のための重要な事項
該当事項はありません。

(重要な会計上の見積り)

(固定資産の減損)

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2024 年 8 月 1 日 至 2025 年 7 月 31 日)
有形固定資産	1,713,568
無形固定資産	31
投資その他の資産	227,922
減損損失	1,111

(注) 投資その他の資産については、減損会計の対象となった勘定科目の金額を記載しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りに関する事項

当社グループでは、原則として、店舗あるいは発電施設等の各拠点を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位とし、各拠点の営業損益が過去 2 期連続してマイナスとなった場合や各拠点の営業損益がマイナスであり翌期以降も継続してマイナス見込みである場合、あるいは閉鎖の意思決定をした場合等に減損の兆候があるものとしております。

減損の兆候がある資産又は資産グループについては、減損損失の認識の要否判定を行ったうえで、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る固定資産については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

減損損失の兆候判定及び認識の要否判定に際に用いる割引前将来キャッシュ・フローは、取締役会で承認された事業計画等を基礎として算定しております。したがって、各拠点の実際の業績が当該見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結対照表において、固定資産の金額に影響を及ぼす可能性があります。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第 34 号 2024 年 9 月 13 日 企業会計基準委員会)
 - ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 33 号 2024 年 9 月 13 日 企業会計基準委員会)
- ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS 第 16 号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS 第 16 号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS 第 16 号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS 第 16 号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る原価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028 年 7 月期の期首から適用します。

(3) 適用予定日

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

1 減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年7月31日)	当連結会計年度 (2025年7月31日)
減価償却累計額	645,799千円	760,538千円

2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年7月31日)	当連結会計年度 (2025年7月31日)
現金及び預金	21,180千円	21,180千円
計	21,180千円	21,180千円

	前連結会計年度 (2024年7月31日)	当連結会計年度 (2025年7月31日)
一年内返済予定の長期借入金	29,100千円	25,350千円
長期借入金	55,367千円	30,017千円
計	84,467千円	55,367千円

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(セグメント情報等)」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自2024年8月1日 至2025年7月31日)
役員報酬	37,080千円
給料手当	562,819千円
地代家賃	189,279千円

3 固定資産売却益の内訳は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自2024年8月1日 至2025年7月31日)
機械装置及び運搬具	752千円
計	752千円

4 受取保険金

主に外食事業店舗における火災損失に対する保険金であります。

5 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。

当連結会計年度 (自 2024 年 8 月 1 日 至 2025 年 7 月 31 日)	
建物及び構築物	6,769 千円
工具、器具及び備品	36 千円
長期前払費用	194 千円
敷金及び保証金	511 千円
計	7,511 千円

6 店舗閉鎖損失

外食事業及び小売事業の店舗閉鎖に伴う損失であります。

7 減損損失

当連結会計年度（自 2024 年 8 月 1 日 至 2025 年 7 月 31 日）

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	所在地	種類	金額
外食事業店舗 3 店舗	鈴鹿市他	器具及び備品、長期前払費用	151 千円
太陽光事業施設 1 箇所	多気郡多気町	土地	959 千円
計			1,111 千円

資産のグルーピングは、外食事業及び小売事業においては店舗単位、太陽光事業においては発電設備単位としており、賃貸不動産等については賃貸物件ごとにグルーピングを行っております。

閉店見込みの店舗における資産グループ及び営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループは帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 1,111 千円を減損損失として特別損失に計上しております。

その内訳は、器具及び備品 0 千円、長期前払費用 151 千円、土地 959 千円であります。

なお、店舗資産、発電設備及び賃貸不動産等の回収可能価額は、正味売却可能価額又は使用価値により測定しております。

正味売却価額は市場価格等に基づく売却見込価額により算定しており、使用価値は将来キャッシュ・フローを 5 % で割り引いて算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度（自 2024 年 8 月 1 日 至 2025 年 7 月 31 日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	10,000	1,500	-	11,500
合計	10,000	1,500	-	11,500

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加 1,500 株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2024 年 8 月 1 日 至 2025 年 7 月 31 日)
現金及び預金	333,278 千円
預入期間が 3 か月を超える定期預金	44,480 千円
現金及び現金同等物	288,797 千円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、外食事業及び小売事業における店舗設備、冷凍・冷蔵ケース、POS システム (器具及び備品)、並びに太陽光事業における発電設備であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産を中心に運用し、また、資金調達については主に銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

社債及びリース債務並びに長期未払金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたもので、いずれも流動性リスク (期日に返済を実行できないリスク) に晒されております。また、このうち一部は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク (取引先の契約不履行等に係るリスク) の管理

営業債権である売掛金は、信用リスクとして売掛金の回収遅延・不能が挙げられますが、クレジットカード決済分については厳格な管理体制によりリスクは限定的です。取引先企業の信用リスクは、与信管理規程等に基づいて取引先それぞれの与信枠を設け、管理する等により、リスクの低減を図っております。

市場リスク (金利等の変動リスク) の管理

長期借入金について金利の変動リスクに晒されておりますが、昨今の金融市場を踏まえ、借入期間の当該リスクは限定的なものと認識しております。

資金調達に係る流動性リスク (支払期日に支払いを実行できなくなるリスク) の管理

当社は、適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前連結会計年度（2024年7月31日）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 敷金及び保証金	172,332	165,758	6,574
資産計	172,332	165,758	6,574
(2) 社債（1年内償還予定を含む）	30,000	29,734	265
(3) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	1,217,580	1,153,194	64,386
(4) リース債務（1年内返済予定を含む）	949,762	910,287	39,475
(5) 長期未払金（1年内返済予定を含む）	102,577	90,723	11,854
(6) 預り敷金	12,592	11,047	1,544
負債計	2,312,512	2,194,987	117,525

(注) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「役員借入金」「未払金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当連結会計年度（2025年7月31日）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 敷金及び保証金	177,417	162,814	14,602
資産計	177,417	162,814	14,602
(2) 社債（1年内償還予定を含む）	20,000	19,725	274
(3) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	1,186,982	1,105,382	81,599
(4) リース債務（1年内返済予定を含む）	881,392	829,526	51,866
(5) 長期未払金（1年内返済予定を含む）	91,575	81,013	10,562
(6) 預り敷金	12,196	11,270	925
負債計	2,192,147	2,046,918	145,229

(注) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2024年7月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	285,486	-	-	-
売掛金	84,192	-	-	-
合計	369,678	-	-	-

当連結会計年度（2025年7月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	333,278	-	-	-
売掛金	89,849	-	-	-
合計	423,128	-	-	-

4. 社債、長期借入金、リース債務及び長期未払金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（2024年7月31日）

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
社債	10,000	10,000	10,000	-	-	-

長期借入金	238,077	217,062	197,609	160,631	111,849	292,348
リース債務	69,116	70,485	71,719	74,415	77,216	586,810
長期未払金	2,522	2,585	2,651	2,718	2,786	17,590
合計	319,716	300,133	281,980	237,765	191,853	896,748

当連結会計年度(2025年7月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	10,000	10,000	-	-	-	-
長期借入金	246,482	229,889	192,911	144,129	119,409	254,158
リース債務	70,846	72,104	74,415	77,216	80,042	506,767
長期未払金	2,585	2,651	2,718	2,786	2,857	14,732
合計	329,915	314,645	270,045	224,133	202,309	775,658

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度(2024年7月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2025年7月31日)

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(2024年7月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	165,758	-	165,758
資産計	-	165,758	-	165,758
社債	-	29,734	-	29,734
長期借入金	-	1,153,194	-	1,153,194
リース債務	-	910,287	-	910,287
長期未払金	-	90,723	-	90,723
預り敷金	-	11,047	-	11,047
負債計	-	2,194,987	-	2,194,987

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、想定した償還予定時期に基づき、決算日現在の国債利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

社債の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期未払金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

預り敷金

預り敷金の時価は、想定した償還予定時期に基づき、決算日現在の国債利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

当連結会計年度（2025年7月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	162,814	-	162,814
資産計	-	162,814	-	162,814
社債	-	19,725	-	19,725
長期借入金	-	1,105,382	-	1,105,382
リース債務	-	829,526	-	829,526
長期未払金	-	81,013	-	81,013
預り敷金	-	11,270	-	11,270
負債計	-	2,046,918	-	2,046,918

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、想定した償還予定時期に基づき、決算日現在の国債利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

社債の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期未払金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

預り敷金

預り敷金の時価は、想定した償還予定時期に基づき、決算日現在の国債利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)
該当事項はありません。

(退職給付関係)
該当事項はありません。

(ストックオプション等関係)
該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年7月31日)	当連結会計年度 (2025年7月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	-千円	594千円
減損損失	12,827千円	3,888千円
資産除去債務	1,040千円	1,522千円
リース資産	7,935千円	10,190千円
繰越欠損金	61,416千円	52,846千円
その他	1,892千円	1,668千円
繰延税金資産小計	85,112千円	70,710千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	51,807千円	43,224千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	13,959千円	16,793千円
評価性引当額小計	65,767千円	60,017千円
繰延税金資産合計	19,345千円	10,692千円
繰延税金負債		
その他	1,067千円	-千円
繰延税金負債合計	1,067千円	-千円
繰延税金資産純額	18,277千円	10,692千円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2024年7月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(a)	-	-	-	-	5,358	56,058	61,416
評価性引当額	-	-	-	-	-	51,807	51,807
繰延税金資産	-	-	-	-	5,358	4,251	9,609

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の計上にあたっては、将来の合理的な課税所得の見積額に基づき、回収することが可能と判断した金額を計上しております。

当連結会計年度(2025年7月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(a)	-	-	-	2,718	1,238	48,889	52,846
評価性引当額	-	-	-	-	-	43,224	43,224
繰延税金資産	-	-	-	2,718	1,238	5,665	9,622

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の計上にあたっては、将来の合理的な課税所得の見積額に基づき、回収することが可能と判断した金額を計上しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当連結会計年度(2025年7月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「防衛力強化に係る財源確保のための税制措置」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年8月1

日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を 33.58% から 34.43% に変更し計算しております。なお、税率変更の影響額は軽微であります。

(企業結合関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

1. 資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

太陽光発電所等の定期借地権契約及び賃貸用不動産の定期借地権契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約の期間及び機械装置の耐用年数に応じて見積り、これに対応する期間の国債利回りを割引率に使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2023 年 8 月 1 日 至 2024 年 7 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2024 年 8 月 1 日 至 2025 年 7 月 31 日)
期首残高		13,600
有形固定資産の取得による増加額		
時の経過による調整額		126
資産除去債務の履行による減少額		
有形固定資産の売却に伴う減少額		
期末残高	13,600	13,726

(注) 前連結会計年度においては、期末残高のみを記載しております。

2. 資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上していないもの

当社グループの外食事業及び小売事業においては、店舗等の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における減少回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当該事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(連結財務諸表作成の基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

契約資産及び契約負債の残高等

該当事項はありません。

残存履行義務に配分した取引価格

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループの事業活動は、取扱商材及びサービスと運営形態を基礎とした事業セグメントから構成されており、「外食事業」「小売事業」「太陽光事業」の3つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する商品及びサービスの種類

「外食事業」は、フランチャイズシステムにより外食事業を展開しております。

「小売事業」は、フランチャイズシステムにより飲食品等の小売事業を展開しております。

「太陽光事業」は、太陽光発電所で発電した電気を電力会社に販売しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報
当連結会計年度(自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額(注) 2	連結財務諸表 計上額 (注)3
	外食事業	小売事業	太陽光 事業	計				
売上高								
顧客との契約から 生じる収益	1,485,320	1,509,383	172,910	3,167,613	-	3,167,613	-	3,167,613
その他の収益	-	-	-	-	3,240	3,240	-	3,240
外部顧客への売上高	1,485,320	1,509,383	172,910	3,167,613	3,240	3,170,853	-	3,170,853
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	3,870	3,870	3,870	-
計	1,485,320	1,509,383	172,910	3,167,613	7,110	3,174,724	3,870	3,170,853
セグメント利益	72,453	85,734	47,635	205,823	5,339	211,163	141,701	69,461
セグメント資産	360,055	326,399	1,351,321	2,037,776	41,941	2,079,718	375,966	2,455,684
その他の項目								
減価償却費	31,783	25,930	102,388	160,101	918	161,020	3,952	164,973
減損損失	151	-	959	1,111	-	1,111	-	1,111
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	18,910	29,529	-	48,440	3,272	51,713	6,366	58,079

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸事業等を含んでおりません。

2. 調整額は、以下のとおりであります。

(1)セグメント利益の調整額 141,701千円は、各セグメントに配分していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2)セグメント資産の調整額 375,966千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、主に報告セグメントに帰属しない本社の余資産運用資金(現金及び預金)であります。

3. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

当連結会計年度(自 2024 年 8 月 1 日 至 2025 年 7 月 31 日)

1. 商品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の 10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度(自 2024 年 8 月 1 日 至 2025 年 7 月 31 日)

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度(自 2024 年 8 月 1 日 至 2025 年 7 月 31 日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当連結会計年度(自 2024 年 8 月 1 日 至 2025 年 7 月 31 日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

当連結会計年度(自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及び主要株主	岡田 卓也	-	-	当社代表取締役	被所有 直接 76.4% 間接 23.6%	代表取締役	不動産賃貸借契約に対する債務被保証(注1)	69,735	-	-
							増資の引受(注2)	22,920	-	-
							借入の返済(注3)	32,002	-	-
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	株式会社岡田本家	三重県多気郡多気町	3,000	資産管理	被所有 直接 23.6%	主要株主	増資の引受(注2)	7,080	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 不動産賃貸借契約に対する債権被保証の取引金額については、当該事業年度における地代家賃の支払い額(消費税抜き)を記載しております。なお、当該債務保証に対する保証料の授受はありません。
2. 払込金額は1株あたり20,000円であり、類似会社比準価格方式に基づく評価を実施し、その結果をもって公正な価格として決定しております。
3. 当該短期借入金は、金利及び担保は付してありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)(注1)	科目	期末残高(千円)
役員及び主要株主	岡田 卓也	-	-	当社代表取締役	被所有 間接 76.4% 間接 23.6%	代表取締役	リビングクレジット契約に対する債務被保証	28,332	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. リビングクレジット契約に対する債務被保証の取引金額については、期末残高を記載しております。なお、当該債務被保証に対する保証料の授受はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自2023年8月1日 至2024年7月31日)	当連結会計年度 (自2024年8月1日 至2025年7月31日)
1株当たり純資産額	369.87円	179.08円
1株当たり当期純利益	-	266.41円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載してありません。
2. 2026年1月20日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

(単位：円)

項目	当連結会計年度 (自 2024 年 8 月 1 日 至 2025 年 7 月 31 日)
1 株当たり当期純利益	
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	27,582
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	27,582
普通株式の期中平均株式数(株)	103,534

(重要な後発事象)

1. 株式分割及び単元株制度の採用について

2025 年 12 月 22 日開催の取締役会の決議に基づき、2026 年 1 月 20 日付で、以下のとおり株式分割を行っております。また、同日付をもって単元株制度導入に伴う定款変更を行い、単元株式数を 100 株とする単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割及び単元株制度導入の目的

株式単位当たりの金額の引下げを行うことで株式の流動性を高めること、投資家層の拡充を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1 単元を 100 株とする単元株制度の採用を行います。

(2) 株式分割の概要

分割の方法

2026 年 1 月 19 日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式 1 株につき 10 株の割合をもって分割いたしました。

株式分割による増加株式数

普通株式 103,500 株

株式分割後の発行済株式総数

普通株式 115,000 株

株式分割後の発行可能株式総数

普通株式 460,000 株

株式分割の効力発生日

2026 年 1 月 20 日

なお、「1 株当たり情報」は、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

(3) 単元株制度の採用

普通株式の単元株式数を 100 株といたしました。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率	担保	償還期限
オカダコーポレーション株式会社	JP90B005G5Q6 第1回銀行保証付 私募債	2022年7月25日	30,000	20,000 (10,000)	0.47	無	2027年7月23日
合計			30,000	20,000 (10,000)			

(注) 1. 「当期末残高」欄の(内書)は、1年内償還予定の金額であります。

2. 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
10,000	10,000	-	-	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	238,077	246,482	1.30	-
1年以内に返済予定のリース債務	68,578	70,846	3.63	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	979,502	940,499	1.33	2026年9月30日～ 2038年7月21日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	881,184	810,546	3.63	2029年4月30日～ 2039年5月31日
合計	2,167,343	2,068,375		

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日以降5年以内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	229,889	192,911	144,129	119,409
リース債務	72,104	74,415	77,216	80,042

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2)【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3)【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第 8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 3 1 日まで
定時株主総会	毎事業年度の終了後 3 か月以内
基準日	毎年 7 月 3 1 日
株券の種類	
剰余金の配当の基準日	毎年 7 月 3 1 日 毎年 1 月 3 1 日
1 単元の株式数	100 株
株式の名義書換え(注) 1 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 5 号 株式会社アイ・アール ジャパン 東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 5 号 株式会社アイ・アール ジャパン 無料 該当事項はありません。
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料(注) 2	東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 5 号 株式会社アイ・アール ジャパン 東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 5 号 株式会社アイ・アール ジャパン 無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載して行うこととしております。 当社の公告掲載 URL は次のとおりです。 https://okada-corporation.net/
株主に対する特典	なし

(注) 1 . 当社株式は、TOKYO PRO Market への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第 128 条第 1 項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2 . 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の発行者との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の発行者との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2024年5月1日	岡田ルミコ	三重県松阪市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役の二親等内の血族)	岡田卓也	三重県松阪市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役)	340	3,200	所有者の事情による
2024年5月1日	岡田ルミコ	三重県松阪市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役の二親等内の血族)	株式会社岡田本家	三重県多気郡多気町	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役の資産管理会社)	1,160	3,200	所有者の事情による
2024年5月1日	岡田伊万里	三重県松阪市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役の二親等内の血族)	株式会社岡田本家	三重県多気郡多気町	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役の資産管理会社)	400	3,200	所有者の事情による
2024年5月1日	岡田伊織	三重県松阪市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役の二親等内の血族)	株式会社岡田本家	三重県多気郡多気町	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役の資産管理会社)	400	3,200	所有者の事情による
2024年5月1日	岡田桐子	三重県松阪市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役の二親等内の血族)	株式会社岡田本家	三重県多気郡多気町	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役の資産管理会社)	400	3,200	所有者の事情による

(注) 1. 当社は、TOKYO PRO Market への上場を予定しております。株式会社東京証券取引所が定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 115 条及び同施行規則第 106 条の規定において、当社は上場日から 5 年間、新規上場申請日の直前事業年度（上場日が属する事業年度の前事業年度をいい、当該上場日が決算期日の翌日から定時株主総会までの間に当たる場合には、上場日が属する事業年度の前々事業年度をいう。）の末日（2025 年 7 月 31 日）から起算して 2 年前の日（2023 年 8 月 1 日）から上場日の前日までの期間において、特別利害関係者等が当社の発行する株式若しくは新株予約権の譲受け若しくは譲渡（上場前の募集、売出し、特定投資家向け取得勧誘及び特定投資家向け売付け勧誘等を除き、新株予約権の行使を含む。）を行っている場合には、それらの状況に係る記載内容について記録を保存されるものとされております。

2. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

- (1) 当社の特別利害関係者.....役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
- (2) 当社の大株主上位 10 名
- (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
- (4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第 8 項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社

3. 移動価格は、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、当事者間での協議の上決定した価格であります。

4. 2026 年 1 月 20 日付で普通株式 1 株につき 10 株とする株式分割を行いました。上記移動株数及び単価は 株式分割前の移動株数及び単価で記載しております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式
発行年月日	2025年5月7日
種類	普通株式
発行数	1,500株
発行価格(注)2	20,000円
資本組入額	15,000,000円
発行価額の総額	30,000,000円
資本組入額の総額	15,000,000円
発行方法	2025年5月2日開催の臨時株主総会において、会社法第199条及び第309条の規定に基づき、第三者割当に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)2

(注)1. 第三者割当等による株式の発行の制限に関し、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例並びにその期間については、以下の通りであります。

- (1) 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同規程施行規則第107条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前から上場日の前日までの期間において、第三者割当を行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、当該新規上場申請者は、割当又は交付を受けた者との間について担当J-Adviserに対して、以下の書面により確約を行わせるものとされております。

割当又は交付を受けた株式及び新株予約権(以下、「割当株式等」という。)について、割当又は交付を受けた日から上場日以降6ヶ月を経過する日(割当株式等の割当又は交付を受けた日以降1年を経過していない場合には、当該割当又は交付を受けた日から1年間を経過する日)までの継続所有。

割当株式等を譲渡する場合は、あらかじめ新規上場申請者により書面により通知するとともに、事後において新規上場申請者にその内容を報告すること。

その他同取引所が必要と認める事項。

- (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。

- (3) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、2025年7月31日であります。

2. 同規程施行規則第107条の規定に基づき、当該割当て又は交付を受けた株式及び新株予約権を、割当て又は交付を受けた日から上場日以後6か月間を経過する日(割当株式等の割当て又は交付を受けた日以後1年間を経過していない場合には、当該割当て又は交付を受けた日から1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。

3. 発行価格は、類似会社批准方式により算出した価格にて、決定しております。

2 【取得者の概況】

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
岡田卓也	三重県松阪市	オカダコーポレーション株式会社代表取締役	1,146	20,000 (22,920,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名、 当社代表取締役)
株式会社 岡田本家	三重県多気郡 多気町	岡田卓也が代表取締役の資産管理会社	354	20,000 (7,080,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

(注)1. 2026年1月19日付で普通株式1株につき10株とする株式分割を行いました。上記移動株数及び単価は株式分割前の移動株数及び単価で記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所 有株式数の割合(%)
岡田卓也(注1,2)	三重県松阪市	87,860	76.40%
株式会社岡田本家(注2,3)	三重県多気郡多気町佐伯中82番地	27,140	23.60%
計		115,000	100.00%

- (注) 1. 特別利害関係者等(当社の代表取締役)
2. 特別利害関係者等(大株主上位10名)
3. 特別利害関係者等(当社代表取締役岡田卓也の資産管理会社)
4. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

2026年3月17日

オカダコーポレーション株式会社

取締役会 御中

Amaterasu 有限責任監査法人

東京都渋谷区

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 方尺 敬之

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 柳原 常宏

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているオカダコーポレーション株式会社の2024年8月1日から2025年7月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オカダコーポレーション株式会社及び連結子会社の2025年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2024年7月31日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は監査されていない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。